

とことん  
頼れる

家庭の銀行



証券コード：8350

# 第43期 定時株主総会招集ご通知

**日時** 平成27年6月23日(火曜日)午前10時

**場所** 青森市勝田一丁目3番1号  
当行本店8階大会議室

株式会社 **みちのく銀行**

## ごあいさつ



取締役頭取 高田 邦洋

株主の皆さまには平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第43期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。平成27年4月より、第四次中期経営計画（3年計画）がスタートしております。企業理念のもと、引き続き全役職員がお客さまの声にこれまで以上に真摯に耳を傾け、ニーズを的確に把握した上で真にお役に立てますよう、一丸となって誠心誠意努力を重ね、地域経済の発展に努めてまいります。何卒一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

〈企業理念〉  
私たちの銀行は地域の一員として  
存在感のある金融サービス業を目指し  
お客さまと地域社会の  
幸福と発展のためにつくします。

企業理念は、「大衆と俱に永久に栄えん」という創業の精神を礎に「家庭の銀行」を標榜する中で培ってきた当行の企業姿勢を継承しつつ、現在求められていること、未来へ向かって取り組むべきことを明文化することで、全役職員が今後の更なる発展へ向け、共通認識を持ち、歩んでいくための『道標』として策定したものです。

## 当行の概要 (平成27年3月31日現在)

名 称 株式会社 **みちのく銀行**  
設 立 大正10年(1921年)10月27日  
本店所在地 青森市勝田一丁目3番1号  
資 本 金 341億68百万円  
従 業 員 数 1,268名  
店 舗 数 国内：本支店96、出張所2  
海外：駐在員事務所1〈上海〉



## 目 次

第43期定時株主総会招集ご通知 .....	1
(添付書類)	
第43期事業報告	
1. 当行の現況に関する事項 .....	3
2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項 .....	8
3. 社外役員に関する事項 .....	11
4. 当行の株式に関する事項 .....	14
5. 当行の新株予約権等に関する事項 .....	15
6. 会計監査人に関する事項 .....	17
7. 業務の適正を確保する体制 .....	19
8. その他 .....	21
計算書類 .....	22
連結計算書類 .....	27
監査報告書 .....	31
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件 .....	34
第2号議案 定款一部変更の件 .....	34
第3号議案 取締役8名選任の件 .....	35
第4号議案 監査役1名選任の件 .....	38
株主総会会場ご案内略図	

株 主 各 位

青森市勝田一丁目3番1号  
株式会社 **みちのく銀行**  
取締役頭取 高 田 邦 洋

## 第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 青森市勝田一丁目3番1号 当行本店8階大会議室
3. 会議の目的事項

### 報告事項

1. 第43期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第43期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

### ◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

### ◎お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第20条の規定に基づき、当行ホームページ(<http://www.michinokubank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

①計算書類の個別注記表

②連結計算書類の連結注記表

株主総会参考書類及び添付書類の内容について、修正する必要がある場合には、当行ホームページ(<http://www.michinokubank.co.jp/>)に掲載させていただきます。

以 上

## 添付書類

# 第43期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### (主要な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務のほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの附帯業務を行っております。

#### (金融経済環境)

世界の金融・経済は、米国では雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が続き、ユーロ圏ではロシア・ウクライナ問題やギリシャ債務問題等の先行き不透明感を抱えながら、期末にかけてドイツの内需が牽引役となり、全体として持ち直しの動きが続きました。

わが国の経済は、消費税率引き上げの影響により個人消費に弱さがみられたものの、日銀による金融緩和政策を背景とした円安・株高が続き、企業収益や設備投資の持ち直しがみられ、緩やかな回復基調が続きました。

当行の主要営業基盤である青森県及び函館地区における地元経済においても消費税率引き上げの影響を受け、個人消費は一部に弱めの動きがみられたものの、基調としては緩やかに持ち直しております。

#### (事業の経過及び成果)

当行は、平成24年度より第三次中期経営計画（3年計画）をスタートさせ、平成26年度が最終年度となりました。第三次中期経営計画では、「融資業務革新」「窓口業務革新」「個人営業業務革新」「エリア営業体制」の4項目を重点戦略に掲げ、全員営業態勢を可能とするための仕組み作りやインフラとしての定着を通じて、収益力の強化（営業力の強化と業務の効率化）に鋭意取り組んでまいりました。

また、平成26年度は、「融資業務革新」における「共同利用型KeyMan」の活用など、重点施策の定着により相乗効果を発揮するステージとして、地域金融機関の本源的な役割かつ最大の使命である地域密着型金融の実践に向けた取組みを強化してまいりました。

このような中、当事業年度の業績については、次のとおりとなりました。

## 〔預金〕

預金は、個人のお客さまの預金が増加したことにより、前年同期比327億円増加して1兆8,942億円となりました。

## 〔貸出金〕

貸出金は、地公体等貸出や、住宅ローンを中心に個人ローンが増加したことにより、前年同期比333億円増加して1兆3,296億円となりました。

## 〔有価証券〕

有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前年同期比2,750億円増加して5,939億円となりました。

## 〔損益〕

経常収益は、有価証券利息配当金や役務取引等収益の増加の一方、前年度に計上した貸倒引当金戻入益の反動減等により、前年同期比8億54百万円減少して396億14百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少や有価証券関係損益の改善等により、前年同期比26億97百万円減少して327億19百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比18億43百万円増加して68億94百万円、当期純利益は前年同期比4億15百万円増加して37億6百万円となりました。

なお、連結経常利益は68億96百万円、連結当期純利益は34億55百万円を計上しております。

## 〔自己資本比率〕

経営健全性の指標である自己資本比率（国内基準）は、バーゼルⅢ（国内基準）に基づき算出しており、9.93%となりました。

## （当行の対処すべき課題）

第四次中期経営計画（平成27年4月～平成30年3月）『お客さまと地域社会から最も信頼される銀行へ～全員営業実践による「総仕上げ」～』においては、「地方創生」「お客さまの満足度向上」を目指し、地域活性化に資する積極的な支援活動による「地域との協調・リレーション強化」、並びに第三次中期経営計画で作り上げた「仕組み」の徹底的な活用（＝全員営業の実践）による「お客さまとのパートナーシップ強化」を主要戦略に掲げ、実効性のある施策を創造し、展開してまいります。

一方で、これらを展開していくために、職員がいきいきと働く環境づくりによる「人財力の向上」及び「持続的な経営基盤の確立」を主要戦略に掲げ、各種施策に取り組んでまいります。

これらの戦略を展開していくことで、「当行のブランドカアップ」、「財務基盤強化」の実現に努めてまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	18,554	18,317	18,615	18,942
定期性預金	9,821	9,525	9,425	9,359
その他	8,732	8,792	9,189	9,583
社 債	150	150	150	150
貸 出 金	12,369	12,812	12,963	13,296
個人向け	3,682	3,743	3,890	4,014
中小企業向け	4,648	4,748	4,710	4,735
その他	4,038	4,321	4,361	4,546
商 品 有 価 証 券	1	0	0	0
有 価 証 券	3,721	3,700	3,189	5,939
国 債	2,416	2,701	1,927	3,312
地 方 債	46	13	8	4
その他	1,259	985	1,253	2,623
総 資 産	20,273	19,764	20,359	21,187
内 国 為 替 取 扱 高	73,089	81,779	83,908	89,426
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 97	百万ドル 99	百万ドル 80	百万ドル 99
経 常 利 益	百万円 1,072	百万円 3,052	百万円 5,051	百万円 6,894
当 期 純 利 益	百万円 1,478	百万円 3,161	百万円 3,291	百万円 3,706
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 8 37	円 銭 20 18	円 銭 21 23	円 銭 24 18

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連 結 経 常 収 益	428	435	416	401
連 結 経 常 利 益	20	38	59	68
連 結 当 期 純 利 益	17	35	37	34
連 結 純 資 産 額	675	749	786	840
連 結 総 資 産	20,279	19,794	20,425	21,243

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,268人	1,276人
平 均 年 齢	40年10月	40年11月
平 均 勤 続 年 数	17年1月	17年3月
平 均 給 与 月 額	372千円	377千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く平成27年3月中（前年度は平成26年3月中）の平均月額給与であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
青 森 県	81店（うち出張所 2）	82店（うち出張所 2）
北 海 道	8（ — ）	8（ — ）
岩 手 県	4（ — ）	4（ — ）
秋 田 県	3（ — ）	4（ — ）
宮 城 県	1（ — ）	1（ — ）
東 京 都	1（ — ）	1（ — ）
合 計	98（うち出張所 2）	100（うち出張所 2）

- (注) 上記のほか、海外駐在員事務所を1カ所（前年度末1カ所）、他金融機関との提携を除いた自行の店舗外現金自動設備を193カ所（前年度末190カ所）設置しております。

#### ロ. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
該当事項はありません。	

- (注) 1. 平成26年10月27日に小浜支店を廃止し、沖館支店に統合いたしました。  
 平成27年1月19日に秋田支店を廃止し、能代支店に統合いたしました。  
 2. 当事業年度において、他金融機関との提携を除いた自行の店舗外現金自動設備を4カ所新設し、1カ所廃止いたしました。

## (5) 設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

設備投資の総額	1,087百万円
---------	----------

### ロ. 重要な設備の新設等

内 容	金 額
ソフトウェア	430百万円
営業所の新設、建替	283百万円

## (6) 重要な子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
みちのく信用保証 株式会社	青森市奥野1丁目 3番12号	住宅金融・消 費者金融に係 わる信用保証 業務	昭和61年 4月1日	百万円 100	% 100.00	—
みちのくカード 株式会社	青森市奥野1丁目 3番12号	クレジット カード業務	平成2年 8月1日	百万円 30	% 99.48	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行は、平成27年4月1日にみちのくリース株式会社の株式の75%を追加取得し、同社を子会社としております。  
 3. 当期の連結経常収益は40,103百万円、連結当期純利益は3,455百万円となりました。

### ◎ 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れ等のサービスを行っております。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
杉 本 康 雄	取 締 役 会 長 (代表取締役)		
高 田 邦 洋	取 締 役 頭 取 兼 執 行 役 員 監査部担当 (代表取締役)		
熊 地 貴 志	取 締 役 人 事 部 兼 専 務 執 行 役 員 経営管理部担当		
加 藤 政 弘	取 締 役 営 業 戦 略 部 担 当 兼 専 務 執 行 役 員		
稲 庭 勉	取 締 役 審 査 部 兼 常 務 執 行 役 員 与信企画部 融資部担当		
松 木 昭 彦	取 締 役 市 場 国 際 管 理 部 兼 常 務 執 行 役 員 事務統括部 システム統括部 事務集中部担当		
藤 井 正 夫	取 締 役 (社外取締役)	岩田合同法律事務所（山根室） パートナー 奥多摩工業株式会社 社外監査役 株式会社ネオジャパン 社外監査役 極東鋼弦コンクリート振興株式会社 社外監査役	
熊 谷 清 一	取 締 役 (社外取締役)	弁護士法人あおば総合法律事務所 代表社員 トヨタカローラ八戸株式会社 社外監査役 株式会社デーリー東北新聞社 社外監査役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 郁夫	常勤監査役 (社外監査役)		
石田 久	常勤監査役		
榑 佳弘	監査役 (社外監査役)	マルヨ水産株式会社 代表取締役社長	
東 康夫	監査役 (社外監査役)	東北化学薬品株式会社 取締役会長 進和ケミカル株式会社 代表取締役	
鳥谷部 眞実	監査役 (社外監査役)	株式会社ヤマウ鳥谷部商店 代表取締役社長 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫 代表取締役社長	
馬谷 成人	監査役 (社外監査役)	株式会社クレハ 社外取締役	

- (注) 1. 取締役 藤井正夫、熊谷清一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
また、取締役 藤井正夫氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 監査役 佐藤郁夫、榑佳弘、東康夫、鳥谷部眞実、馬谷成人の5氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
また、監査役 佐藤郁夫氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. 当行は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。  
なお、地位及び担当は平成27年3月31日時点での地位及び担当であります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
福井 荘一	常務執行役員	市場金融部担当
岩岡 高德	常務執行役員	経営企画部長 (秘書室、経営企画部、総務部担当)
高嶋 賢治	常務執行役員	本店営業部長
古川 博章	執行役員	八戸営業部長
小笠原 金一	執行役員	弘前営業部長
浅利 健一	執行役員	営業戦略部長
石橋 雅人	執行役員	審査部長
小田 中和彦	執行役員	青森支店長
福士 勝彦	執行役員	東京支店長兼経営企画部東京事務所長
工藤 隆紀	執行役員	函館営業部長

4. 平成27年4月1日付で役員及び執行役員の地位及び担当を変更しております。地位及び担当に変更があった役員・執行役員は下記のとおりであります。

①役員

(平成27年4月1日現在)

氏名	地位	担当
高田 邦洋	取締役頭取兼執行役員 (代表取締役)	秘書室、監査部担当
熊地 貴志	取締役兼専務執行役員	市場国際部、事務集中部、システム統括部担当 (注)
加藤 政弘	取締役兼専務執行役員	審査部、与信企画部、融資部担当
稲庭 勉	取締役兼常務執行役員	人事部長 (人事部、経営管理部、総務部担当)
松木 昭彦	取締役兼常務執行役員	事務統括部担当

(注) 平成27年4月1日より、市場国際管理部を市場国際部へ改称しております。

②執行役員

(平成27年4月1日現在)

氏名	地位	担当
福井 荘一	専務執行役員	市場金融部担当
岩岡 高德	常務執行役員	経営企画部、営業本部担当 (経営企画部長を解く) (注) 1
小笠原 金一	常務執行役員	本店営業部長
古川 博章	執行役員	東京支店長兼経営企画部東京事務所長
浅利 健一	執行役員	弘前営業部長
石橋 雅人	執行役員	八戸営業部長
福士 勝彦	執行役員	青森支店長
早野 博之	執行役員	システム統括部長
藤澤 貴之	執行役員	営業本部長兼営業戦略部長 (注) 1

(注) 1. 平成27年4月1日より、営業企画部・営業戦略部・地域創生部・KeyMan推進部を束ねる営業本部長を設置しております。営業企画部・営業戦略部・地域創生部は営業戦略部を「企画」「推進」「地域創生(地域振興)」の役割により分割したものであり、KeyMan推進部は与信企画部内のKeyMan推進グループを部に昇格させたものであります。

2. 常務執行役員 高嶋賢治氏、執行役員 小田中和彦氏は平成27年3月31日をもって退任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### i) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等
取締役	8名	189百万円(49百万円)
監査役	6名	55百万円(100万円)
計	14名	244百万円(49百万円)

- (注) 1. 報酬以外の金額は株式報酬費用であり、その金額を「報酬等」の欄に( )内書きしております。  
 2. 取締役の使用人としての報酬はございません。  
 3. 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第34期定時株主総会で決議されており、その金額は取締役は165百万円、監査役は60百万円であります。  
 4. 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成22年6月24日開催の第38期定時株主総会で決議されており、年額60百万円(総数300個)を上限に支給するものであります。

- ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
 該当事項はありません。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況	
藤井正夫	岩田合同法律事務所(山根室) パートナー 奥多摩工業株式会社 社外監査役 株式会社ネオジャパン 社外監査役 極東鋼弦コンクリート振興株式会社 社外監査役	
熊谷清一	弁護士法人あおば総合法律事務所 代表社員 トヨタカローラ八戸株式会社 社外監査役 株式会社デーリー東北新聞社 社外監査役	弁護士法人あおば総合法律事務所と 当行との間には、預金等の取引が あります。また、トヨタカローラ八戸 株式会社及び株式会社デーリー東北 新聞社と当行との間には、融資等の 取引があります。
佐藤郁夫		
榊佳弘	マルヨ水産株式会社 代表取締役社長	同社と当行との間には、融資等の取 引があります。
東康夫	東北化学薬品株式会社 取締役会長 進和ケミカル株式会社 代表取締役	東北化学薬品株式会社と当行との間 には、融資等の取引があります。
鳥谷部眞実	株式会社ヤマウ鳥谷部商店 代表取締役社長 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫 代表取締役社長	両社と当行との間には、融資等の取 引があります。
馬谷成人	株式会社クレハ 社外取締役	

(注) 社外役員と当行との関係については、「兼職その他の状況」欄に記載しております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
藤井正夫	4年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、14回出席	弁護士としての豊富な法律知識と経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、業務執行の適正性確保の観点から、適法性や組織運営等を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
熊谷清一	3年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、13回出席	弁護士としての豊富な法律知識と経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、業務執行の適正性確保の観点から、適法性や組織運営等を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
佐藤郁夫	8年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、14回出席 監査役会14回中、14回出席	日本銀行などにおける豊富な金融実務経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
榎佳弘	15年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、13回出席 監査役会14回中、13回出席	会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
東康夫	7年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、13回出席 監査役会14回中、13回出席	会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
鳥谷部眞実	6年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、14回出席 監査役会14回中、14回出席	会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
馬谷成人	1年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、14回出席 監査役会14回中、14回出席	都市銀行における金融実務経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

### (3) 責任限定契約

当行は、定款に社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

氏 名	責任限定契約の内容の概要
藤井 正夫(取締役)	会社法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として損害賠償責任を負担
熊谷 清一(取締役)	同上
佐藤 郁夫(監査役)	同上
榎 佳弘(監査役)	同上
東 康夫(監査役)	同上
烏谷部眞実(監査役)	同上
馬谷 成人(監査役)	同上

### (4) 社外役員に対する報酬等

i) 当事業年度に係る報酬等の総額

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	46百万円	一百万円

(注) 報酬以外の株式報酬等はありません。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	600,000千株
A種優先株式	300,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	150,899千株
A種優先株式	40,000千株

### (2) 当年度末株主数

普通株式	18,839名
A種優先株式	1名

### (3) 大株主

#### ① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	12,123 <sup>千株</sup>	8.49%
株式会社みずほ銀行	6,174	4.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,787	3.35
みちのく銀行行員持株会	4,241	2.97
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,304	1.61
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,291	1.60
みちのく銀行共済会	2,127	1.49
住友生命保険相互会社	2,000	1.40
明治安田生命保険相互会社	1,932	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	1,701	1.19

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は自己株式（8,154千株）を控除して計算しております。

#### ② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	40,000 <sup>千株</sup>	100%

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

#### 第1回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成22年7月9日
- B. 新株予約権の行使期間 平成22年7月10日から平成47年7月9日まで
- C. 権利行使額（1株当たり） 1円
- D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	198個	当行普通株式 198,000株	6名

#### 第2回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成23年7月8日
- B. 新株予約権の行使期間 平成23年7月9日から平成48年7月8日まで
- C. 権利行使額（1株当たり） 1円
- D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	261個	当行普通株式 261,000株	6名

#### 第3回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成24年7月11日
- B. 新株予約権の行使期間 平成24年7月12日から平成49年7月11日まで
- C. 権利行使額（1株当たり） 1円
- D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	285個	当行普通株式 285,000株	6名

## 第4回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成25年7月10日  
 B. 新株予約権の行使期間 平成25年7月11日から平成50年7月10日まで  
 C. 権利行使額（1株当たり） 1円  
 D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	300個	当行普通株式 300,000株	6名

## 第5回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成26年7月11日  
 B. 新株予約権の行使期間 平成26年7月12日から平成51年7月11日まで  
 C. 権利行使額（1株当たり） 1円  
 D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	235個	当行普通株式 235,000株	6名

## (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等

## 第5回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成26年7月11日  
 B. 新株予約権の行使期間 平成26年7月12日から平成51年7月11日まで  
 C. 権利行使額（1株当たり） 1円  
 D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を交付した者の人数
執行役員	170個	当行普通株式 170,000株	10名

### (3) その他新株予約権等に関する事項

平成25年12月19日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の当事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

新株予約権付社債の残高	6,999百万円
新株予約権の数	6,999個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	32,705,607株
新株予約権の行使時の払込金額(注)	214円
新株予約権の行使期間	平成26年2月3日～平成31年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格214円、資本組入額107円

(注) 新株予約権の行使に際しては、新株予約権が付された社債を出資するものとし、社債の価格は、その払込金額と同額とする。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 村田賢治 指定有限責任社員 窪寺信	74百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務 (注) 1

(注) 1. 公認会計士法第2条第1項の業務以外である非監査報酬額は8百万円であり、その内容は下記のとおりであります。

- ・みちのくリース株式会社の子会社化に係る助言及び情報提供
  - ・米国外国税務コンプライアンス法(FATCA)の対応策の検討・立案に関する情報と助言の提供
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、82百万円であります。

### (2) 責任限定契約

当行は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定することとしております。

また、会計監査人を再任する場合においても監査役会においてその旨を決議することとしております。

当行の監査役会は、会計監査人を適切に評価するための基準を設定して会計監査人の専門性及び独立性を評価し、当行の会計監査人としての適格性を勘案のうえ株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会は会計監査人を解任いたします。

## 7. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（平成27年4月27日改定内容）。

### (1) 全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ① 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、全役職員はこれを遵守する。
- ② 取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。
- ③ 取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、毎年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、経営管理部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
- ④ 経営管理部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各部店のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について取締役会へ報告する。
- ⑤ 監査部は、コンプライアンス態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について取締役会へ報告する。
- ⑥ 「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。
- ⑦ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。

### (2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。
- ② 取締役会、経営会議、各委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「経営会議規程」及び各委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。
- ② 取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、毎年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、頭取を委員長とする「収益・ALM管理委員会」及び、経営管理部担当役員を委員長とする「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
- ③ 経営管理部は、各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。

- ④ 監査部は、リスク管理態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について取締役会へ報告する。

#### **(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、中長期の経営計画として、原則3カ年の営業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、全役職員に周知徹底する。
- ② 取締役は、「取締役会規程」に基づき、業務執行状況を取締役会へ報告する。
- ③ 「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

#### **(5) 当行グループにおける財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制**

- ① 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。
- ② 子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。
- ③ 子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
- ④ 半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
- ⑤ 子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るように適切に対処する。また、当行の監査部は定期的に子会社の内部監査を行う。

#### **(6) 当行の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助するための機関として監査役室を設置し、専門の補助スタッフを配置する。
- ② 監査役室のスタッフ配置にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置する。

#### **(7) 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役室のスタッフの人事に関する事項については、監査役との意見交換を実施のうえ決定するものとする。
- ② 監査役室のスタッフに対する業務遂行上の指示命令権は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

## **(8) 当行グループの全役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査役に報告を行う。また、監査役に当行の取締役会、経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査役がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
- ② 当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について監査役に報告する。
- ③ 子会社の役職員は「内部通報制度規程」に基づき、当行に対して法令違反の事実及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、当行の常勤監査役が参加することのできるコンプライアンス委員会に報告される。

## **(9) 当行グループの役職員が当行の監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 「内部通報制度規程」に、正当な通報をしたことによつていかなる不利益を受けないことを規定するとともに、同制度に限らず、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。

## **(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用に係る方針に関する事項**

- ① 当行は、監査役がその職務の執行上必要と認める費用について、監査役会が定める「監査役監査基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査役において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。

## **(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。
- ② 監査部等は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役の効率的な監査実施に寄与するよう努める。

なお、当行は、金融機関として公共の信頼の維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

- ・当行は、反社会的勢力との取引の未然防止及び、一切の関係遮断に努めます。
- ・当行は、反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。
- ・当行は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事及び刑事の両面から法的対応をする等、断固とした対応を行います。

## **8. その他**

該当ありません。





## 第43期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	34,167	19,167	10,579	29,747
当期変動額				
新株の発行	0	0		0
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△12	△12
土地再評価差額金の取崩額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	0	0	△12	△11
当期末残高	34,168	19,168	10,567	29,735

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	692	9,517	10,210	△2,671	71,455
当期変動額					
新株の発行					1
剰余金の配当		△832	△832		△832
利益準備金の積立	166	△166	—		—
当期純利益		3,706	3,706		3,706
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分				24	11
土地再評価差額金の 取崩額		35	35		35
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	166	2,742	2,908	17	2,915
当期末残高	859	12,259	13,119	△2,653	74,370

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,741	161	1,902	232	73,590
当期変動額					
新株の発行					1
剰余金の配当					△832
利益準備金の積立					—
当期純利益					3,706
自己株式の取得					△6
自己株式の処分					11
土地再評価差額金の 取崩額		17	17		53
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,668		2,668	73	2,741
当期変動額合計	2,668	17	2,686	73	5,674
当期末残高	4,409	179	4,589	305	79,265

## 第43期末 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	87,887	預 金	1,892,518
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	360	譲 渡 性 預 金	35,067
買 入 金 銭 債 権	2,730	借 用 金	10,000
商 品 有 価 証 券	13	外 国 為 替	6
金 銭 の 信 託	19,740	社 債	15,000
有 価 証 券	594,937	新 株 予 約 権 付 社 債	6,999
貸 出 金	1,330,376	そ の 他 負 債	64,763
外 国 為 替	1,499	賞 与 引 当 金	969
そ の 他 資 産	57,499	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,399
有 形 固 定 資 産	16,608	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	726
建 物	4,044	偶 発 損 失 引 当 金	201
土 地	7,206	利 息 返 還 損 失 引 当 金	21
建 設 仮 勘 定	340	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	513
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	5,017	支 払 承 諾	8,178
無 形 固 定 資 産	3,265	負 債 の 部 合 計	2,040,365
ソ フ ト ウ ェ ア	2,931	(純資産の部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	334	資 本 金	34,168
退 職 給 付 に 係 る 資 産	10,478	資 本 剰 余 金	29,735
繰 延 税 金 資 産	4,664	利 益 剰 余 金	15,015
支 払 承 諾 見 返	8,178	自 己 株 式	△2,653
貸 倒 引 当 金	△13,848	株 主 資 本 合 計	76,266
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,409
		土 地 再 評 価 差 額 金	179
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,858
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	7,447
		新 株 予 約 権	305
		少 数 株 主 持 分	8
		純 資 産 の 部 合 計	84,027
資 産 の 部 合 計	2,124,393	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,124,393

# 第43期 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月 31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 入	40,103
資 金	利 息 配 当	28,661
貸 出 証 券	金 利 及 び 買 入 手 形 利 息	21,712
有 価 証 券	利 息	6,750
コ ー ル ロ ー ン	金 利	24
預 け	の 他 の 受 入 利 息	168
そ の 他 の	引 業 等 務 常 規 取 立 益	5
役 務 の 取 引 等 務 常 規 取 立 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	6,879
償 却 の 他 の 債 権 取 立 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	3,351
そ の 他 の	の 業 務 常 規 取 立 益	1,211
経常	費 用	33,207
資 金	利 息 配 当	1,869
預 譲 コ ー ル マ ン 借 社	金 利 及 び 売 手 形 利 息	1,439
渡 越 金 性 預 金 及 び 売 手 形 利 息	利 息	44
マ ネ ー 用 債	金 利	0
の 他 の 支 払 利 息	の 他 の 支 払 利 息	12
そ の 他 の	の 支 払 利 息	304
役 務 の 取 引 等 務 常 規 取 立 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	67
償 却 の 他 の 債 権 取 立 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	2,812
そ の 他 の	の 業 務 常 規 取 立 益	5,137
経常	費 用	22,732
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	655
そ の 他 の	の 業 務 常 規 取 立 益	132
経常	費 用	523
特 別	利 益	6,896
固 定 資 産 処 分 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	0
特 別	損 失	97
固 定 資 産 処 分 損 失	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	79
減 損 損 失	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	18
税 金 等 調 整 前 当 期 純 事 業 利 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	6,799
法 人 税 等 住 民 税 等 税 調 整 前 当 期 純 事 業 利 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	96
法 人 税 等 住 民 税 等 税 調 整 前 当 期 純 事 業 利 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	3,246
法 人 税 等 住 民 税 等 税 調 整 前 当 期 純 事 業 利 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	3,343
法 人 税 等 住 民 税 等 税 調 整 前 当 期 純 事 業 利 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	3,456
法 人 税 等 住 民 税 等 税 調 整 前 当 期 純 事 業 利 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	0
法 人 税 等 住 民 税 等 税 調 整 前 当 期 純 事 業 利 益	の 他 の 業 務 常 規 取 立 益	3,455

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

## 第43期 (平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	34,167	29,747	12,356	△2,671	73,601
当期変動額					
新株の発行	0	0			1
剰余金の配当			△832		△832
当期純利益			3,455		3,455
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		△12		24	11
土地再評価差額金の 取崩額			35		35
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	0	△11	2,658	17	2,665
当期末残高	34,168	29,735	15,015	△2,653	76,266

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,741	161	2,936	4,838	232	7	78,680
当期変動額							
新株の発行							1
剰余金の配当							△832
当期純利益							3,455
自己株式の取得							△6
自己株式の処分							11
土地再評価差額金の 取崩額		17		17			53
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,668		△78	2,590	73	0	2,663
当期変動額合計	2,668	17	△78	2,608	73	0	5,346
当期末残高	4,409	179	2,858	7,447	305	8	84,027

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村田 賢治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村田 賢治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社 みちのく銀行監査役会

常勤監査役（社外監査役）	佐藤郁夫	Ⓔ
常勤監査役	石田久	Ⓔ
監査役（社外監査役）	榎佳弘	Ⓔ
監査役（社外監査役）	東康夫	Ⓔ
監査役（社外監査役）	烏谷部真実	Ⓔ
監査役（社外監査役）	馬谷成人	Ⓔ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

A種優先株式1株につき金6.35円とし、普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は824,980,944円となります。

(A種優先株式：254,000,000円、普通株式：570,980,944円)

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月24日(水)といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### (1) 変更の理由

公的資金にかかるA種優先株式に関する自己株式の取得について、当期財務状況や株価動向等に応じて取締役会が弾力的に決定することを可能とするほか、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、法令の定めに従い取締役会において自己株式の取得を決定することを可能とするための定款規定を新設する変更をいたしたいと存じます。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります(下線は変更部分を表示)。

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計算  (新設)	第6章 計算 第42条(自己株式の取得) 当銀行は、 <u>会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
第42条~第44条 (条文省略)	第43条~第45条 (現行どおり)

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任取締役2名を含む取締役8名（うち社外取締役2名）を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式の 種類および数
1	<p>すぎもと やすお 杉本 康雄 (昭和22年2月27日生)</p>	<p>昭和44年6月 (株)弘前相互銀行入行 平成元年12月 (株)みちのく銀行根城支店長 平成3年4月 当行国道支店長 平成6年4月 当行業務推進部長 平成8年6月 当行取締役業務推進部長 平成9年10月 当行取締役企画調整部長 平成12年6月 当行常務取締役人事部長 平成13年1月 当行常務取締役 平成14年8月 当行取締役 平成15年6月 当行取締役古川支店長兼ユニバース沖館店出張所長 平成16年6月 みちのくユーシーカード(株)代表取締役社長 平成17年4月 みちのくカード(株)代表取締役社長 平成17年6月 当行顧問 平成17年6月 当行代表取締役頭取 平成18年3月 当行代表取締役頭取兼執行役員 平成25年6月 当行代表取締役会長（現任）</p>	<p>普通株式 54,632株</p>
2	<p>たかだくに ひろ 高田 邦洋 (昭和32年5月18日生)</p>	<p>昭和56年4月 (株)みちのく銀行入行 平成11年4月 当行小柳支店長 平成14年6月 当行堅田支店長 平成17年12月 当行経営企画部長 平成18年3月 当行執行役員経営企画部長 平成18年6月 当行取締役兼執行役員経営企画部長 平成19年4月 当行取締役兼執行役員 平成20年3月 当行取締役兼常務執行役員 平成24年6月 当行代表取締役副頭取兼執行役員 平成25年6月 当行代表取締役頭取兼執行役員（現任）</p> <p>【当行における担当】 秘書室、監査部</p>	<p>普通株式 17,399株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式の 種類および数
3	くま ち たか し 熊 地 貴 志 (昭和31年10月21日生)	昭和54年4月 (株)みちのく銀行入行 平成7年4月 当行旭ヶ丘支店長 平成9年3月 当行下土手町支店副支店長 平成9年7月 当行堅田支店長 平成12年6月 当行深浦支店長 平成15年10月 当行若木支店長 平成17年12月 当行コンプライアンス統括部副部長 平成19年2月 当行監査部長 平成19年4月 当行執行役員監査部長 平成21年4月 当行常務執行役員 平成21年6月 当行取締役兼常務執行役員 平成24年4月 当行取締役兼常務執行役員総務部長 平成25年4月 当行取締役兼常務執行役員 平成25年6月 当行取締役兼専務執行役員 (現任)  【当行における担当】 市場国際部、事務統括部、事務集中部、システム統括部	普通株式 16,000株
4	か とう まさ ひろ 加 藤 政 弘 (昭和28年11月22日生)	昭和47年3月 (株)弘前相互銀行入行 平成9年4月 (株)みちのく銀行八戸支店副支店長 平成10年6月 当行ききょう支店長 平成13年4月 当行国道支店長 平成15年6月 当行八戸駅前支店長 平成17年7月 当行営業統括部長 平成18年3月 当行執行役員八戸支店長 平成21年4月 当行常務執行役員 平成24年6月 当行取締役兼常務執行役員 平成25年6月 当行取締役兼専務執行役員 (現任)  【当行における担当】 審査部、与信企画部、融資部	普通株式 6,299株
5	いな にわ つとむ 稲 庭 勉 (昭和36年4月10日生)	昭和60年4月 (株)みちのく銀行入行 平成16年6月 当行問屋町支店長 平成17年7月 当行審査管理部副部長 平成18年3月 当行執行役員審査部長 平成19年3月 当行執行役員本店営業部長 平成22年4月 当行常務執行役員 平成22年6月 当行取締役兼常務執行役員 平成27年4月 当行取締役兼常務執行役員人事部長 (現任)  【当行における担当】 人事部、経営管理部、総務部	普通株式 5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式の 種類および数
6	岩岡 高徳 (昭和37年5月23日生) (*）新任取締役候補者	昭和60年4月 ㈱みちのく銀行入行 平成14年6月 当行西弘前支店長 平成15年10月 当行東京支店副支店長 平成17年7月 当行八戸駅前支店長 平成19年4月 当行十和田支店長 平成22年4月 当行経営企画部長 平成24年4月 当行執行役員経営企画部長 平成25年4月 当行常務執行役員経営企画部長 平成27年4月 当行常務執行役員（現任）  【当行における担当】 経営企画部、営業本部	普通株式 11,000株
7	熊谷 清一 (昭和23年4月9日生)	平成元年4月 東京弁護士会弁護士登録 平成元年4月 辰巳法律事務所入所 平成4年3月 同事務所退所 平成4年4月 熊谷法律事務所弁護士 平成10年4月 たいよう総合法律事務所弁護士 平成14年11月 あおば総合法律会計事務所弁護士 平成18年4月 トヨタカローラ八戸㈱社外監査役（現任） 平成19年7月 弁護士法人あおば総合法律事務所代表社員（現任） 平成20年7月 ㈱デーリー東北新聞社社外監査役（現任） 平成23年6月 当行社外取締役（現任）  【重要な兼職の状況】 弁護士法人あおば総合法律事務所代表社員 トヨタカローラ八戸㈱社外監査役 ㈱デーリー東北新聞社社外監査役	普通株式 一株
8	鎌田 由美子 (昭和41年2月23日生) (*）新任取締役候補者	平成元年4月 東日本旅客鉄道㈱入社 平成17年6月 ㈱JR東日本ステーションリテイリング代表取締役社長 平成20年11月 東日本旅客鉄道㈱事業創造本部部長（地域活性化・子育て支援事業） 平成25年5月 同社研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長 平成27年1月 同社退社 平成27年2月 カルビー㈱上級執行役員（現任） 平成27年2月 ㈱ルミネ非常勤取締役（社外取締役）（現任） 平成27年3月 ㈱ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役（現任）  【重要な兼職の状況】 カルビー㈱上級執行役員 ㈱ルミネ非常勤取締役（社外取締役） ㈱ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役	普通株式 一株

(注) 1. (\*）は新任の取締役候補者であります。

2. 取締役候補者との責任限定契約について

当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役候補者 熊谷 清一氏とは、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

熊谷 清一氏の再任が承認された時には、本契約は継続となります。また、鎌田 由美子氏の選任が承認された時には、同契約と同内容の責任限定契約を新規に締結する予定です。

3. 取締役候補者全員と当行との間には特別の利害関係はありません。
4. 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、社外取締役候補者であります。  
また、熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしております。両氏の選任が承認された場合には、両氏を独立役員として指定し、同取引所に独立役員として届出する予定です。
5. 熊谷 清一氏につきましては、弁護士としての豊富な法律知識と経験を当行の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 熊谷 清一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記(注)5に記載した理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 熊谷 清一氏は、現在当行の社外取締役ですが、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8. 鎌田 由美子氏は、会社経営者として、また顧客サービス分野に携わることで培われた知識・経験を当行の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 石田 久氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任監査役（社内監査役）1名を選任いたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式の 種類および数
お だ なか かず ひこ 小 田 中 和 彦 (昭和34年2月25日生) 新任監査役候補者	昭和56年4月 ㈱みちのく銀行入行 平成17年6月 当行国際部長 平成19年7月 当行市場国際管理部長 平成21年4月 当行東京支店長兼経営企画部東京事務所長 平成24年4月 当行秘書室長 平成25年4月 当行執行役員青森支店長 平成27年4月 当行顧問（現任）	普通株式 17,399株

- (注) 1. 小田中 和彦氏と当行との間には特別の利害関係はありません。  
2. 小田中 和彦氏の選任が承認された場合には、同氏は当行の顧問を退き、監査役との兼職は致しません。

以 上

MEMO

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

# 株主総会会場ご案内略図

会 場 青森市勝田一丁目3番1号  
 株式会社みちのく銀行本店8階大会議室  
 電 話 (017) 774-1111 (代表)

